

よくあるご質問



尼崎市 産業政策課
内容は今後、随時更新します

目次

1.認定前の手続き等について

- Q1-1 この認定制度はどういうものですか？・・・P1
- Q1-2 認定を受けるにはどうしたら良いですか？・・・P2
- Q1-3 認定を受ける対象事業所の基準はありますか？・・・P3
- Q1-4 認定の区分のブロンズ、シルバー、ゴールドの違いは何ですか？・・・P4
- Q1-5 15個の宣言項目とは何ですか？・・・P5,6
- Q1-6 認定が受理されないことはありますか？・・・P7

2.認定について

- Q2-1 認定に必要な書類はなんですか？・・・P8
- Q2-2 前年度排出量実績根拠の提出の際、市の様式以外で代用提出が可能なものは何ですか？・・・P9

3.認定後の手続き等について

- Q3-1 認定を受けたらどうなりますか？・・・P10
- Q3-2 認定はいつまで有効ですか？・・・P11
- Q3-3 認定後に必要な手続きはありますか？・・・P12
- Q3-4 報告書を提出しなかったらどうなりますか？・・・P13
- Q3-5 認定を取り消されることはありますか？・・・P14

Q1-1 この認定制度はどういうものですか？

尼崎市が、

カーボンニュートラルの実現に向けて脱炭素経営に取り組んでいる 又は
取り組む予定であることを宣言する市内事業者の取組目標や達成状況について、
評価基準に基づき「あまがさき脱炭素経営事業所」として認定し、
支援機関等とともに各種支援を行うことにより、
市内事業者の脱炭素化に対する意識の醸成及び脱炭素化に向けた取組の実現 並びに
市内の脱炭素化の推進を図ることを目的とした尼崎市が独自で設定する認定制度です。
認定はブロンズ、シルバー、ゴールドの3段階に区分され、認定を受けると、
区分に応じて支援機関のメニューや、市の補助金等の支援を受けることができます。

Q1-2 認定を受けるにはどうしたら良いですか？

認定までの大きな流れは以下の通りです。

- ① 市ホームページに掲載している「電子申請専用フォーム」から申請ください。
- ② 申請内容の審査を行います。
必要に応じて適宜申請内容についてお問い合わせをします。
- ③ 申請内容の受理後、事業所に認定書を送付します。

Q1-3 認定を受ける対象事業所の基準はありますか？

市内に事業所があり、市内で事業活動を行っている法人・個人事業主の方が対象です。

その他、次に掲げる項目が基準です。

1. 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」及び当該営業に係る同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行う者に該当しない者

2. 暴力団等（暴力団（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（同条第4号に規定する暴力団密接関係者をいう。））に該当しない者

3. 市税の未納がない者

Q1-4 認定の区分のブロンズ、シルバー、ゴールドの違いは何ですか？

ブロンズ

(脱炭素取組の宣言、方針の表明)

- ・ 宣言書兼認定申請書を提出していること。
- ・ 15の脱炭素経営に向けた宣言項目のうち、5項目以上が「取組済」又は「取組予定」となっていること。



シルバー

(宣言内容の計画化、目標の設定)

- ・ ブロンズランクの認定を受けていること。
- ・ 計画書を提出していること。



ゴールド

(実績の報告、宣言内容の達成)

- ・ シルバーランクの認定を受け、報告書を提出していること。
- ・ 15の脱炭素経営に向けた宣言項目のうち、10項目以上が「取組済」となっていること。
- ・ 上記項目の取組区分の「知る」、「測る」、「減らす」のそれぞれ1項目以上が「取組済」となっていること。



Q1－5 15個の宣言項目とは何ですか？

市内事業者が脱炭素経営に向けて宣言する15項目は次のとおりです。

- (1) 市や関係団体が実施する脱炭素関連施策への参加・協力
- (2) 自社の脱炭素に向けた推進体制の整備
- (3) 自社のエネルギー使用状況の把握
- (4) 環境マネジメントシステムの構築
- (5) 自社のCO2排出量の把握・削減
- (6) 身近な省エネ取組
- (7) 環境負荷の少ない資材・物品・原料の調達

Q1-5 15個の宣言項目とは何ですか？(前ページ続き)

- (8) 3 R (リデュース(ごみの減量)、リユース(再利用)、リサイクル(再資源化)) の実践
- (9) 従業員の通勤時や業務時等での公共交通機関の利用促進
- (10) 省エネ・再エネ設備への切り替え・導入
- (11) 社用車の電動化
- (12) 再エネ由来の電力・クリーン電力(水素エネルギー等)の調達又は活用
- (13) 太陽光発電設備の導入や蓄電池の設置
- (14) 自社建屋のZEB Ready化
- (15) その他脱炭素経営に向けた取組

Q1－6 認定が受理されないことはありますか？

Q 1 － 3 に記載の基準に該当しない場合は、受理されません。

また、電子申請専用フォームから申し込みを受理した際、
市税の納税状況について調査します。

調査の結果市税の未納・滞納があった場合は認定することができません。

2.認定について

Q2-1 認定に必要な書類はなんですか？

ブロンズ

- ・ 尼崎市脱炭素経営宣言書
兼 認定申請書（様式第1号）
- ・ 会社概要及び事業内容が
確認できる書類等
- ・ 個人事業主の場合は、代
表者の本人確認書類の写し
（運転免許証など有効期限
内のもの）



シルバー

- ・ 尼崎市脱炭素経営計画書
（様式第2号）
- ・ （別紙1）前年度エネル
ギー使用量算定表
- ・ （別紙2）前年度温室効
果ガス排出量算定表



ゴールド

- ・ 尼崎市脱炭素経営報告書
（様式第3号）
- ・ （別紙1）事業活動に伴う原
油換算エネルギー使用量算定
表
- ・ （別紙2）温室効果ガス排出
量算定表



Q2－2 前年度排出量実績根拠の提出の際、市の様式以外で代用提出が可能なものは何ですか？

S B T 認証などを指します。毎年報告する実績値を代用いただくことが可能です。
なお、原則市の様式による前年度排出量実績根拠の提出となりますので
異なる様式での報告をお考えの方はあらかじめご相談ください。

Q3-1 認定を受けたらどうなりますか？

尼崎市のホームページにおいて認定されている企業として、公表します。

また、貴社ホームページなどにおいても認定を受けたことを、
公表していただいてもかまいません。

その他、支援機関のメニューや、市の補助金等の支援を受けることができます。

Q3－2 認定はいつまで有効ですか？

2030年度末まで有効です。

Q3－3 認定後に必要な手続きはありますか？

引き続き上位認定を目指して、事業所での取組を進めていただくとともに
シルバーまたはゴールドの認定を受けた事業所は、
尼崎市脱炭素経営報告書（様式第3号）を毎年度提出していただく必要があります。

Q3－4 報告書を提出しなかったらどうなりますか？

報告を怠った時は認定の取り消します。

Q3-5 認定を取り消されることはありますか？

下記に該当する場合、脱炭素経営事業所認定取消通知に基づき認定を取り消します。

- (1) 認定を受けた事業者から、認定取消の届け出があったとき
- (2) 認定対象要件に反することが認められるとき
- (3) 認定を受けた団体、事業者が解散又は破産したとき
- (4) 宣言書兼認定申請書、計画書及び報告書に虚偽内容が認められたとき
- (5) 毎年度の報告を怠ったとき